

セルフプラン用

サービス等利用計画案・児童支援利用計画案【週間計画表】

けいかくあん さくせいび  
計画案作成日

ねん がつ にち  
〇〇年〇〇月〇〇日

じどう しめい 児童氏名	いまばり たろう 今治 太郎	ほごしゃ しめい 保護者氏名	いまばり はなこ 今治 花子
けいかくあんさくせい 計画案作成・ ほじょ しゃ しめい 補助者氏名	いまばり はなこ 今治 花子	①利用者との関係： 本人 <u>家族(母)</u> ・ その他( ) ②連絡先： 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	

きぼう せいかつ ひつよう しえん  
希望する生活 および そのために必要な支援

集団での生活を楽しく送れるようにしてやりたい。そのために療育に通わせたい。  
毎日の生活で、混乱やかんしゃくを起こさず楽しく生活を送れるようにしてあげたい。そのために療育に通わせたい。

こま  
困っていること・より良くしたいこと

自分の気持ちをうまく伝えられず、かんしゃくを起こす。コミュニケーション手段を増やし、自分の気持ちをうまく伝えられるようにしてあげたい。  
初めてのことが苦手で参加できない。初めてのことも安心して取り組めるようになってほしい。  
失敗するとすぐかんしゃくを起してしまう。うまく助けを求めることが出来るようになってほしい。  
集団での貸し借りや順番などのルールが理解できない。ルールの理解が出来るようになってほしい。

	りよう 利用したいサービス	きぼう りよう 希望するサービス量	サービスの利用によりのぞ せいかつ 望まれる生活	たっせい じ き 達成時期
りよう 利用したいサービスと それを受けることによ のぞ せいかつ り望まれる生活	<input checked="" type="checkbox"/> 児童発達支援	<input checked="" type="checkbox"/> 月 5日 <input type="checkbox"/> 月 25日	集団で活動できるようにする。	<input type="checkbox"/> 6か月後 <input checked="" type="checkbox"/> 1年後 <input type="checkbox"/> その他( )

ひよこ学級利用の場合は月5日  
毎日通園利用の場合は月25日  
にチェックしてください。

ていきょうじぎょうしゃ はいりよ ていきょう りゆうい じこう  
サービス提供事業者に配慮してほしいこと(サービス提供するうえでの留意事項)

週間予定表は利用するサービスの[種類・内容・量(時間)]を記載する。

週間予定表に記載できないサービス

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金	ど 土	にち 日・祝	※ひよこ学級の場合はここに記入。ひよこ園は週間予定表に記入。							
6:00								① 種類							
8:00	起 床							内容							
10:00	〇〇〇保育所							頻度・量							
12:00								自宅で過ごす							② 種類
14:00															内容
16:00								頻度・量							
18:00	スイミング教室							頻度・量							
20:00								③ 種類							
22:00								内容							
0:00	就 寝							頻度・量							
2:00															
4:00															

児童発達支援

療育

5日/月

買い物等外出

※サービスの種類や支給量は、この利用計画案のほか、障害支援区分や福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センターでの聞き取りの内容を踏まえて決定されます。(2/2枚目)

毎日通園

セルフプラン用 サービス等利用計画案・児童支援利用計画案【週間計画表】

週間予定表は利用するサービスの[種類・内容・量(時間)]を記載する。

週間予定表に記載できないサービス

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金	ど 土	にち 日・祝	※ひよこ学級の場合はここに記入。ひよこ園は週間予定表に記入。	
6:00								① 種類	
8:00	起							内容	
10:00	床							頻度・量	
12:00	ひよこ園	ひよこ園	ひよこ園	ひよこ園	ひよこ園	ひよこ園	自宅過ごす	② 種類	
14:00								内容	
16:00								買い物等外出	頻度・量
18:00								③ 種類	
20:00								内容	
22:00								頻度・量	
0:00	就								
2:00	寝								
4:00									

※サービスの種類や支給量は、この利用計画案のほか、障害支援区分や福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センターでの聞き取りの内容を踏まえて決定されます。(2/2枚目)